

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成23年12月9日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道9号改築工事（駟馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日  
平成23年11月22日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積（㎡）		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積（㎡）	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市福部町細川字奥堤	89	畑	山林	148	174.96	174.96	別記のとおり	別記のとおり	なし	なし

別記

- 藤井 幸枝 鳥取市青谷町亀尻324-1（持分不明）  
太田 みよこ 島根県松江市白瀧本町13-10（持分不明）  
横山 久廣 鳥取市福部町細川344（持分不明）  
横山 忠幸 鳥取市福部町細川16-11（持分不明）